

## 第 57 回長野県景観審議会議事録

日時 令和 5 年（2023 年）2 月 13 日（月）  
午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

場所 長野県庁議会増築棟 403 号会議室

1 日 時 令和5年(2023年)2月13日(月) 午後1時30分から3時30分まで

2 場 所 長野県庁議会増築棟403号会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(五十音順、敬称略)

赤羽 直美	上原 三知 (オンライン出席)
太田 寛	大森 女礼 (オンライン出席)
小坂 禎二	武山 良三
中里 麻美子	丸山 幸弘 (オンライン出席)

(2) 長 野 県

高倉 明子	建設部参事兼都市・まちづくり課長
美谷島 淳	建設部都市・まちづくり課 企画幹
小口 美里	建設部都市・まちづくり課 景観係長
その他都市・まちづくり課景観係職員	

## 以下、要旨

### 1 開会

#### (美谷島企画幹)

これより第57回長野県景観審議会を開会いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、長野県都市・まちづくり課の美谷島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局から、本日出席の委員の皆さまを御紹介させていただきます。

#### (委員の紹介)

なお、小林委員、藤澤委員および山口委員から本日は欠席の御連絡をちょうだいしております。よろしくお願いします。

引き続きまして、会議の成立について御報告いたします。委員総数11名のところ本日は8名の委員の皆さまに御出席を賜っております。よって過半数の委員の出席をいただいておりますので、長野県景観条例第40条第2項の規定に基づきまして会議が成立していることを御報告申し上げます。

議題に入ります前に、本日の資料の御確認をお願いします。

#### (資料の確認)

なお、この会議は公開で行われ議事録はホームページにおいて公開いたします。議事録作成のため、御発言等の会議内容を録音させていただきますので、あらかじめ御承知くださいますようお願いいたします。

これから議事に入りますので、会議の議事進行は長野県景観条例第40条第1項の規定に基づきまして、武山会長にお願いしたいと存じます。それでは武山会長よろしくお願いたします。

#### (武山会長)

皆さまこんにちは。本日の会場は委員の皆さまがおっしゃっていたように、窓がないということで、少々閉塞感を感じますね。景観というのはまさにそういうものだねと、ふと感じました。常々、私は「景観って空気みたいなものですよ」と言っております。「なくなるとと死んでしまうけれども、普段は全く気付かないものです」と。そこが景観施策についても難しいところかなと思います。

今、トルコは地震で大変なことになっております。私も東日本大震災、そして阪神大震災を経験しましたが、そのときもやはり、慣れ親しんだ景観がなくなったとき、地域の景観がいかに大事かということを思い知らされました。

景観には、人を癒す力があります。昨今のニュースを聞いておりますと、あまり好ましくないような情報が多いのですが、だからこそ美しい景観を見て、心を穏やかにしていけたらと思うばかりです。ですから、是非、委員の皆様と長野県の景観をよくしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、議事録署名委員を指名させていただきます。順番によりまして今回は上原委員と小坂委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(上原委員、小坂委員)

はい。

(武山会長)

よろしく願いいたします。

それでは本日の審議事項に入ります。1つ目、長野県景観育成計画の見直しについて事務局から説明をお願いいたします。

## 2 議事

### (1) 長野県景観育成計画の見直しについて

(都市・まちづくり課 小口景観係長 資料1-1~1-2により説明)

(武山会長)

ありがとうございました。景観計画の見直しということですが、御説明によりますと、景観育成計画を策定してから時間が経っているということ。それから、状況も様々変化があるということ。この1ページ目の図にもありますが、景観計画を策定した団体が増えてきたということも大きいんでしょうね。その度に県との整合性を図らなければいけないということなど、煩雑になっているんじゃないかということから、県として大きな方針を確立することによって、それぞれの景観行政団体が独自に計画を進められるようになる、ということが意図だと思えます。

まず、この景観育成計画を見直すべきかどうかということについて御意見を賜りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。変更していくべきであるということでも事務局は進めておられますけれども、それでよろしいですか。

(太田委員)

はい。結構でございます。一点確認したいのですが、今の景観育成計画を変更する場合は、名称も景観育成ビジョンと変更するということですか。計画というのは残るのでしょうか。

(小口都市・まちづくり課 景観係長)

景観計画は法定計画ですので残りますけれども、景観育成計画という名称はなくなりません。景観育成ビジョンと景観計画の二つになるということです。

(太田委員)

2本立てですね。

(武山会長)

オンラインで御参加の方もよろしいですか。では見直すということで進めて問題ありませんね。では、その中で見直しの方向性を3点ほど挙げていただきましたが、そのほか、

留意すべき事項であるとか、お考えがありましたら御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、丸山さん。

**(丸山委員)**

資料の2ページについて、各市町村とそれから地域景観協議会、それから広域景観協議会とそれぞれ意見を聴取と書いてありますが、例えば市町村などから意見を取り上げるときに、建築課とか商工観光課とか様々あるかと思いますが、どこの課が検討するのでしょうか。それから広域景観協議会、地域景観協議会10圏域と書いてありますが、例えば10圏域、いろいろな市町村がまとまった協議会だったとすれば、どこがリーダーシップをとって県と調整するのが正直よく分からないと思います。末端とっていいのか、地域のどの部署、どの課が景観を考えていくのか。例えば建設事務所の建築課を言っているのか、そのへんを説明していただければありがたいです。

**(武山会長)**

丸山委員ありがとうございます。2ページ目の検討体制について、市町村はどこの部署が対応するのか、ちょっと曖昧ではないかという御質問であろうかと思いますが、いかがでしょうか。

**(美谷島企画幹)**

事務局から回答させていただきます。市町村につきましては、景観業務を担当する市町村の部署というのはすでに決まっております。それが建築の部署であったりとか、建設の部署であったりと様々ですが、市町村ごとに景観担当は決まっているのは間違いないところでございます。

また広域景観協議会について、これは仮称でございますが、あらためてご説明させていただきます。地域景観協議会というのは行政上の10圏域でそれぞれ作っていたのですが、景観協議会は県の10圏域で分かれるよりも、それぞれの広域景観によって分かれるべきではないかというように考えています。具体的に申しますと、佐久圏域では北佐久と南佐久と、景観が全然違います。片方は浅間山、片方は八ヶ岳、そういった別の景観を営んでいるところなんですけど、それが今一つの圏域で協議会になっております。それを広域景観協議会という、景観のまとまりごとに分けようではないかという考え方で、挙げているところでございます。資料で示したように、広域景観協議会を含め様々な方に御意見を聞いたうえで検討していきたいと考えております。

県の組織としては、窓口は建設事務所の建築課になるんですけども、それだけではなくて地域振興局、観光部や林務関係などとも連携をして、今回の計画見直しを行いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**(武山会長)**

丸山委員よろしいですか。

**(丸山委員)**

はい。だいたいイメージは分かりました。ちょっと心配しているのは、各建設事務所の建築課が景観の窓口とのことですが、皆さん御存じだと思いますが、各地域の建設事務所の建築課は結構、業務として多忙なところですね。建築関係申請など多くの業務を抱えていて、その中で景観というものを考えていくとなかなか大変だなと思いました。何かもうちょっと集中的に対応を考えられないかなということが少し心配です。

#### (武山会長)

ありがとうございます。2ページの右の列に上がっているのは、代表事例ということで、意図としてはいろいろな意見を聞きたいということですね。ということは、これからこれが増えるという可能性もあるという理解でよろしいですか。

#### (小口都市・まちづくり課 景観係長)

1点補足で少し説明させていただくと、丸山委員が御心配されているとおり、10圏域については、それぞれの建設事務所の建築課および整備・建築課で住宅関係、景観関係の運用を行っておりますが、今回考えております広域景観協議会については、先ほどの説明でもありましたが、いわゆる行政上の10圏域と広域景観が異なるところもあります。例えば浅間山麓ですと、東御市が上田圏域、それ以外が佐久圏域の市町村ですし、国道147号・148号沿道ですと、太田委員のいらっしゃる安曇野市は松本圏域、それ以外の白馬や小谷、大町は大北地域というように行政圏域が変わるものですから、広域景観に関しては県庁の都市まちづくり課が中心になるなど、建設事務所に大きな負担が掛からないような体制を取っていくことも検討しながら、柔軟に進めていきたいと考えております。

#### (武山会長)

はい。ありがとうございます。

#### (高倉都市・まちづくり課長)

都市まちづくり課長の高倉です。今いろいろと検討体制についてご説明させていただいたのですが、市町村の皆さんと、近隣も含め話し合いをして進めていきたいなと思っております。

太田委員が当時副知事だったとき、「稜線を切るような建物はあまり良くないな」と言われたことを記憶しておりますが、この写真は下諏訪町から諏訪湖対岸の諏訪市方向を見た、奥に富士山が見えるものなのですが、手前のマンションなどが稜線を切ってしまう。諏訪市も下諏訪町も景観行政団体になっているのですが、自分のところだけしか決められず、対岸については意見が言えないという状態です。この間、諏訪湖沿岸の市町村の皆さんと1周回ってみました。やはりみんな、「市町村を超えて守らないといけない景観ってあるね」という話になりました。私は建設事務所単位でなく、市町村の皆さんがよく話し合っ、地域をほかの観点で見ていただくということが重要なと思います。この景観が一つの私のきっかけになった部分でして、長野県らしさというのは山やその付近の営みだと思いますので、そういうところをうまく圏域という形で考えていきたいということです。

様々な御意見をいただきましたが、体制についてはかなり柔軟性をもってやらなければいけないし、多く意見を聞くだけではまとまらないところもあると思いますので、ある程度は専門家の方の御意見をお聞きしながら質の高いものを目指してやっていきたいと考えています。

また景観については、太陽光についても、きょう新聞で安曇野市が太陽光発電開発を不認定にしたことが掲載されていましたが、安曇野市はできても、守るべき景観はどういうものかというところを決めかねている市町村もあるので、県としてしっかりそういう方向性を出せば市町村も動きやすいだろうと考えています。

**(武山会長)**

今のところで私も発言させていただきたいのですけれども。県の専門委員会のほうで観光関係の人も入れるべきとありましたけど、それでよかったですか。

**(小口都市・まちづくり課 景観係長)**

はい。

**(武山会長)**

観光から景観を見るというのは非常に重要なポイントだと思いますが、それ以外にも宅建などの土地活用関係、あるいは産業観光、長野県の場合は農業観光と景観づくりというのは、かなり近い分野になるかなと思ったりします。そんなことで、今まではハードで景観計画を考えていたところに、ソフトの要素をかなり入れてこれからの方向性を検討せざるを得ないんじゃないかなと思いますので、そういったことを含めて検討体制を構築いただきたいというのが1点ございます。

それからもう一つ、それだけ多く関係者が集まりますと情報共有が大変ですから、それを一元化する部分、関係者がアクセスしたら最新の情報を得られる場所、仕組みも大事かなと思います。

ほかに、なんでも結構ですが、何かご意見ございますか。

**(上原委員)**

いいですか。

**(武山会長)**

どうぞ。

**(上原委員)**

信州大学の上原です。先ほど丸山委員の御指摘はすごく重要だなと思っておりまして、それぞれが景観行政団体に議論もチェックも始めているので、ある程度は、広域で集まって話し合うテーマを絞ってやらないと、手続きだけが煩雑になってしまうのではと思います。私は地域の景観審議会をやりながら全体の会議も見っていますが、同じことを2回も3回も議論していることもありますし、また担当の方も変わると大きな都市同士と一緒に動

いていくというのはなかなか難しいと感じることもあります。伊那谷の場合のように、8市町村長さんが出る会議には経営者のトップも出ていくという、ある程度権限のある方が集まってミーティングをするようなかたちでないと、自分の自治体の中でも説得や協議が大変なのに、領域を超えて議論をするとすると、とても時間がかかると思います。県も話すテーマをしっかり絞って進めていかないと、時間を使うばかりでもったいないのではないかなと思いました。

また上伊那では人口減少に伴い、消防や防災といったものを広域でやりましょうということで、広域の連合ができてきておりますが、そのような部分も連携しながら一緒に景観も、というような便宜を図っていかないと、会議ばかり増えてしまうということになりかねません。みんなでまとまって議論をすることのメリットというのが見えるように進められるといいのかなと思いました。

#### **(武山会長)**

上原委員ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。スケジュールのことも2ページ目に挙がっております。来年度いろいろと基礎調査、現状評価等をやって下半期に方向性検討と再来年度に向かうというような流れのようですが、このスケジュール案についてはいかがでしょうか。

#### **(高倉都市・まちづくり課長)**

計画だけ作っても実効性が伴わなければいけないので、特に太陽光の問題の基準については、一部分でも試行的に始める部分もあるのかなと思いますけれども、詳細については来年度早々に、進め方を含めて御説明をさせていただきたいと思っております。

#### **(太田委員)**

県の環境部の話で、今高倉さんからお話しがございました太陽光パネルについての規制的な条例を作るということもほぼ方針が決まっています。私どもも今度来週の2月の市議会に提案する太陽光のパネルに関する条例の中では、常に景観と環境を両立させながら動きます。ですから今回の景観の方向性の検討の中においても環境部が進めている太陽光の措置に関する条例と整合性をとるように考えていただければと思います。

#### **(高倉都市・まちづくり課長)**

今御意見をいただいたとおりでして、再生エネルギーはやはり必要なものですが、作り方やこの場所ではないといけないのか、ということも含めて、環境部と一緒に取り組んでおります。長野県全体の再生エネルギーを含める中で、しつらえ方というかそういう部分については景観の中に、整合をとりながら仕組みを作っていきたいと考えております。市町村の皆さんも目の前にいろいろな課題がきてしまっているためどんどん進められていますが、そことどういった統合性をとっていくかというのも一つの課題と考えてございます。

#### **(武山会長)**

この令和6年度の素案作成の開始からパブリックコメントを令和7年度にとるまで、ど



れくらいの日程でおられるんですか。

**(小口都市・まちづくり課 景観係長)**

令和7年度のパブリックコメントは、おおむね5月くらいを目安にしております。

**(武山会長)**

素案作成は10月くらいですか。どのくらいですか。

**(小口都市・まちづくり課 景観係長)**

素案作成は、令和6年10月くらいからです。

**(武山会長)**

ほかの地域でも見直しが盛んに行われておりますが、ここが結構時間がかかるんですよ。ですからできるだけ前倒しにさせていただいて、素案のところで審議会も何回かかけられるようなスケジュールを御検討いただきたいと思います。

ほかいかがでしょうか。それでは、いただいた御意見を踏まえ、おおむね素案のようなかたちで見直しを進めさせていただくということで、よろしく願いいたします。

**(高倉都市・まちづくり課長)**

先ほど小口のほうからも申し上げましたが、景観審議会の中に部会を取らせていただいて、基本的にそこで御審議・御意見をいただくのですが、景観審議会の委員全員というわけにはいかないのです、お一人の方ということで考えています。景観審議会も頻繁には開催できませんし、とはいえ様々な委員の御見識もお伺いしたいところなので、個別ヒアリングなどをさせていただきながら進めてまいりたいと思います。例年、年に1回開催していた景観審議会ですが、来年度は忙しく、また委員の皆様にもいろいろ御協力いただく部分がありますが、是非よろしく願いいたします。

**(武山会長)**

ちょっとそこは引っ掛かっているのですが、可能なら景観審議会から2名は出したほうが良いと思います。1名だけというのは、ちょっと心もとないなど。要するにここは景観の一番の関係の方が集まっておられるところなので、欠席する場合もあるでしょうから、2人くらい、景観審議会本体からは出していただけたらなと思います。また御検討いただければと思います。

**(高倉都市・まちづくり課長)**

ありがとうございます。

**(武山会長)**

では続きまして2つ目、屋外広告業者等に対する指導監督処分基準についてということで事務局から御説明のほうをお願いいたします。

**(2) 屋外広告業者等に対する処分基準について**

(都市・まちづくり課 花岡主任 資料2-1～2-2により説明)

**(武山会長)**

ありがとうございました。本件につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

**(上原委員)**

すみません。

**(武山会長)**

どうぞ。

**(上原委員)**

前も発言した記憶がありますが、これは違反している屋外広告物を出してくれと依頼するクライアント側ではなく、作った人のほうがペナルティを受けるのかをもう一度確認したいです。処分基準があることで、広告業者が施主さんに、「違反処分があるので出せません」と言えるようになるのであればいいかなとは思いますが、点数を決めるといったことよりは、むしろ違反広告を出した広告主を検出したほうがよっぽどいいかと思います。まずどちらが処分を受けるのかということについての質問です。

**(武山会長)**

はい。事務局お願いします。

**(美谷島企画幹)**

はい。委員が御指摘のとおり、これはあくまで業者を処分するものであって、クライアント、施主側を処分するものではありません。その心としましては、建設業とか建築設計事務所、宅建もそうですが、あくまでプロを処分するという形にして、プロから、「私たちはこういうことはできません」とはっきり言ってもらうことに目的がございます。

**(上原委員)**

分かりました。ありがとうございます。

**(武山会長)**

太田委員お願いします。

**(太田委員)**

今回初めて取消とか、あるいは停止の基準を定めるわけなんですけど、この元々の条例が施行されて以来、罰金とか過料を実際に科した例というのはありますか。

(事務局：都市・まちづくり課景観係 花岡主任)

ありません。

(太田委員)

はい。分かりました。変な話、本当はその段階ですべきだったのではないですか。罰金を科した場合には検察協議しますが、その際に行政罰も並行してやるのが普通ですよ。今回までなかったということですか。それから、さっき上原先生がおっしゃったところは、第12条のところ、広告主等のところで共謀・教唆については当然告発の対象になるんですね。

(事務局：都市・まちづくり課景観係 花岡主任)

はい。

(小坂委員)

いいでしょうか。

(武山会長)

はい。どうぞ。

(小坂委員)

小坂でございます。私もどちらかというところ、この処分の対象となる屋外広告業界を代表して参っております。もちろんこの運用、即時処分できるという期間性を採用するという点に関しては、異論はないかなと思っております。ただこれを、悪意はないんだけどもうっかりして違反してしまったときに、すぐに処分ということがないようにお願いしたいと思っております。業界の中には小規模の業者も多く、昼も夜も大忙しでなかなか事務的な手続きを得意としていない業者も多いのが実情です。小規模事業者では業務停止があると事業自体の存続が危ぶまれるものですから、一度是正の指導をしていただいて、何度も繰り返す悪質な業者の場合、処分にいたるような運用にしていきたいと思っております。そういう段階も踏まえて、もう少し明確に、分かりやすくまとめていただきたいと思っております。

(美谷島企画幹)

今、小坂委員から、ちょっとしたことですぐ処分されてしまうのではないかというお話をいただきました。我々の中でも、いきなり営業停止ということになるのは厳しすぎないか、という話もございまして、処分に至るフローチャートを作って、これも合わせてパブリックコメントができればいいなと思っております。フローチャートについても簡単に説明をさせていただきます。

(事務局：都市・まちづくり課景観係 花岡主任)

一番右側の違反広告物の恐れというところを例にして御覧いただきたいと思っております。条例に適合していない恐れのある事案が確認されたときには、まず我々のほうで聞き取り調査を行います。もし違反状態であることが確認されれば、下のとおりには是正指導を行い、

業者さんには是正の計画書を提出していただきます。この資料では参考として30日以内に是正を完了としていますが、ある程度日数を決めた上で、しっかり是正されるように運用していきたいと考えています。その後、是正指導に応じない場合には、勧告をさせていただきます。それでも勧告に従わない場合に、今回のこの処分基準を適用すると考えています。丁寧な行政対応を心掛けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**(美谷島企画幹)**

これも併せてパブリックコメントを行い、県民の御意見をいただきたいと考えております。

**(武山会長)**

私もそこが少し気になったのですが、指導監督処分へと至る期間をあらかじめ、例えば30日と設定するわけですね。でないと、実効性のある処分に至らず、うやむやになってそのままになり得てしまうと思いますので、そのあたりの期間設定を御確認いただきたいと思っております。

**(中里委員)**

いいですか。

**(武山会長)**

はい、中里委員どうぞ。

**(中里委員)**

広告関係は普段業務では関わっていないのですが、先ほど小坂委員のお話を聞いて、小さな業者が毎日忙しく働いている様子がすごく目に浮かんできました。一人で毎日やりくりをして知らないうちに規制が変わっていたということがあれば、本当に日ごろの業務にすごく影響してくると思います。

3月にパブリックコメントを受けて10月に施行になるということだと思うんですけど、そのあたりの整理や周知を徹底する期間が必要ではないかと思えました。

また、そもそも今、違反が多いのか少ないのか。そしてそれは故意のものなのか、そういったことが気になります。

**(美谷島企画幹)**

まず屋外広告物条例の違反と申しまして、いわゆる無登録での営業など、登録関係の違反と、禁止地域に掲示するというような広告物に関する違反という2種類大きく分けられますが、まず多いか少ないかという話しでいきますと、登録関係の違反というのは今ある？

**(事務局：都市・まちづくり課景観係 花岡主任)**

ほとんどないです。

(美谷島企画幹)

では、広告物の違反については、事務は市町村に移譲されていますが、そういった話は、今はない？

(事務局：都市・まちづくり課景観係 花岡主任)

昔は、やはり多かったのですが、最近は適正化旬間等の取り組みが長いので、違反広告物の掲示自体もかなり少ないです。

(中里委員)

知らないという業者は、まずいないと書いていいですか。

(美谷島企画幹)

小坂委員にお聞きしたいと思います。禁止地域などの規制については、ほとんどプロの業者の方々は知っておられますよね。それよりも更新の手続きをうっかり忘れていたとか、業務主任者がいなくなっちゃってすぐにおけないとか、そういったことの方があり得るのかなというのを感じてはいるんですけども。小坂委員いかがでしょうか。

(小坂委員)

大変ありがたい御指摘をいただいたとっております。私ども業界としては、業界団体に加盟している各社さんについては、当然県の中でもいろいろ情報共有をする場があり、組織として、今度こういう決まりができるとか、こういったことがあるよと周知しております。しかし、加盟していない業者に関しては私どもとしても指導とか情報共有のしようがないという実態もあります。

また私どもの団体においても、各社が協力会などを組織し、その中で周知、徹底できるような取り組みもあるはあるんですけど、実態としてどの程度決まりを守っているのか、実は違反しているのかなど、そういったことを掴むところが難しいということも事実です。とはいえ、加盟している業者に関しては、業界をあげて適正化の取り組みを行ってきたので、今はそれほどないのかなということは感じています。

(丸山委員)

すみません。よろしいですか。

(武山会長)

丸山委員どうぞ。

(丸山委員)

処分基準について制定する前から、手続きをちゃんと踏んで広告物を出している業界についてはまったく問題ないと思っていて、それに外れた方の問題だと思うんですね。また違反看板を設置してしまった後の処分が問題だと思っています。処分基準の内容を見ると、登録の取消だとか、営業停止というのがあるんですけども、作ってしまった看板を撤去しなさいという文句が見当たらないですね。また撤去は誰がするのか。広告業者があるい

は看板の持ち主なのかですね。そういうところまで踏み込んでいかないと、違反看板がいつまでも残ってしまうということが懸念されます。

**(武山会長)**

事務局いかがですか。

(事務局：都市・まちづくり課景観係 花岡主任)

今、違反広告物は撤去に関してのお話をいただいたのですが、資料2-1の裏面に別表1違反行為及び処分一覧表というのがあります。上から4つ目ですね。ここが、違反広告物が覚知された場合の除却命令の規定になっております。違反広告物として認められた場合には、広告主に設置業者も含めて除却命令を発令します。それにも応じなかった場合には、違反行為として罰金刑あるいは登録としての取消の180日という処分がございます。この部分が違反広告物の撤去の対応の条項になっておりますので、よろしくお願いたします。

**(武山会長)**

丸山委員よろしいですか。

**(丸山委員)**

はい。

**(武山会長)**

上原委員が、手が挙がっていたと思います。

**(上原委員)**

今までの議論を聞いていて思いましたが、こういった決まりを作って手続きだけが厳しくなると、抜け道といいますか、先ほど、加盟している業者はいいんだけど、そうじゃない業者が把握できないとありましたが、そうするとそこに仕事が集まるというようなことにならないか心配です。真面目にやった業者の仕事が減って、そうじゃないところに集中する。あるいは、とある自治体は規制を厳しくすると、隣の自治体にいっぱい看板が立つというような、いたちごっこのようなことは必ず起こると思います。先ほど違反の量は多くないと説明がありましたが、あまり厳しくしても別の問題を生んだりするのかなと思いました。

また、民間の屋外広告物には厳しいけれど、選挙の看板はずっと出たままになっていたりしますよね。どうせやるなら一律に同じ基準でないと不公平感があるというか、弱い者いじめのようになるのは、少し違うのではないかなと思っております。

**(武山会長)**

ありがとうございました。今の発言にありました不公平感というのが、一番のくせ者であります。結局それがあるから指導、勧告、処分という、少し柔らかくいかないといけ

ないのかなと思っております。

いずれにしても、違法の看板を設置する方々は、違法について非常によく勉強をされているんですね。あそこにも違法がある、ここにも違法があると言って、そういう事例を盾にして「自分だけを処分するのはおかしい」というような間違っただ主張を堂々とされる方がいます。やはりやるときは徹底してやるしかないので、そのためには人も予算も必要になります。どこかで線を引いて取り組んでいかないといけない部分かと思っておりますので、是非よろしくお願いたします。それでは、この件はよろしいでしょうか。

ではその次にまいります。会議事項(3)「景観届出制度に係る眺望点の指定について」、お願いたします。

### (3) 景観届出制度に係る眺望点の指定について

(都市・まちづくり課 西澤主事 資料3-1~3-3により説明)

(武山会長)

ありがとうございます。これは車で行くしかない所が多いと思うんですけども、車を安全に停めておける場所という理解でいいですか。

(事務局：都市・まちづくり課景観係 西澤主事)

はい。

(武山会長)

「八海山下中央アルプス眺望」というのがカーブのところにありますけれども、これは大丈夫ですか。

(事務局：都市・まちづくり課景観係 西澤主事)

こちらは現地調査も行いましたが、路側帯、白線の外側のスペースは太めに作られておまして、問題はありません。

(美谷島企画幹)

路上駐車なんですけども、道は比較的広がっていて可能です。

(武山会長)

そんなに交通量はないと思いますので大丈夫だと思いますが、確認です。

(美谷島企画幹)

これは御嶽山に登っていく道なので、割と広い道です。

(武山会長)

はい。よろしいでしょうか。それではお認めするという事で進めてください。

(事務局：都市・まちづくり課景観係 西澤主事)

ありがとうございます。

(武山会長)

続きまして4番目。「県内の景観行政団体移行状況について」ということで事務局から御説明をお願いいたします。

(4) 景観行政団体移行状況について

(都市・まちづくり課 西澤主事 資料4-1～4-2により説明)

(武山会長)

ありがとうございました。いかがでしょうか。御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。こちらは報告ということでよろしいですね。

(事務局：都市・まちづくり課景観係 西澤主事)

御報告になります。

(武山会長)

はい。それでは本日の審議事項は以上です。次第では、あとは意見交換となっております。毎回、景観について御意見を賜っておりますけれども、本日も名簿順で、赤羽委員よろしく申し上げます。

### 3 意見交換

(赤羽委員)

きょうは安曇野市長の太田さんがお見えなので、土曜日にローカル新聞の市民タイムスにも大きく載っておりました太陽光の件についてお聞きできればと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(太田委員)

太田でございます。2月の市議会に新しい条例を出すんですけども、これは特に野立ての太陽光を対象にしたものでございます。先ほど小谷村の説明でもありましたけれども、野立て太陽光というのは、新設する動きが随分と活発でございます。昨年秋から条例の準備を始め、来週開会される市議会の提出となります。

先ほど赤羽委員からお話しがあった、先週の土曜日に記事が出たというのは、既存の規制の中で不認可にしたものでございます。洞合という自然公園がありまして、その自然公園の手前、南側に向いている傾斜地に6,000平米の木を伐採してソーラーパネルを作りたいという計画でした。当該地域の両側は傾斜度が30度あり、危険な地域なのですが、その



間に少し傾斜の緩い場所がありまして、そこを業者が買い取り計画されたものでした。

その場所は自然公園の入口付近で、その自然公園も今度拡張するという予定があるものですから、この計画は眺望景観として非常に問題があります。それから、条例で説明会の開催を義務付けておりまして、地元の住民からもいろいろな意見が出たのですが、業者は特に回答せず、詳しい資料の提出を求めても出てきませんでした。ですので、いくつかの条件を定めまして、審議会で不認可という結論が出ました。私もそれを認めて不認可といたしました。

今回のケースは新しい条例ではなく、現在の基準の中で不認可としたものですが、今後2月議会で新条例が可決されれば、6月末頃に施行となりますので、それ以降は、新条例で規制をしたいと思っております。新条例の主な観点は、やはり景観が大きいですね。景観と環境と、先ほどの急傾斜地については災害の防止。それから、例えば廃止した後の撤去に関してなどいくつかございます。

近年、太陽光発電に関しては各地でいろいろと問題が起きていまして、長野県の市町村でもいくつか先行事例があります。しかし最終的には、県として広域的な規制を行っていただかないと、規制が緩い市町村に業者さんが集まり、必ず問題が出てくる思います。その点については、この前知事にお話しした際、知事も分かったとおっしゃいましたので、県のほうでも取り組みが始まるものと思います。ただ時間の関係もありまして、さきほど少し出しましたけれど、罰金などを定めようとする場合は検察庁協議が必要になりまして、それだけでもかなり時間がかかってしまいます。ですから安曇野市の新条例では過料だけとしました。ただ過料は5万円なので、業者さんから見れば過微々たるものかもしれません。とはいえ地域住民の皆さんの力もありますので、まずはきちんとした条例を定めるというところに意味があると思っております。

**(武山会長)**

条例の制定などは非常に体力がいることですが、しっかりと条文や規定がないと拒否しようがないですから、定めることがまず大事ですね。また先ほどの審議事項にもありましたけど、あまりのんびりしてられないですね。

**(太田委員)**

そうなんです。

**(武山会長)**

そこを先行して、分離して考えるということも視野に入れた方がよさそうですね。

**(太田委員)**

今回やると決めてから本当に数カ月で議会に上程しましたので、異例の速さだと思っております。

**(武山会長)**

大変参考になります。では、上原委員お願いします。

**(上原委員)**

ありがとうございました。高倉さんのお出しした、諏訪湖から富士山が見える写真が非常に印象的でした。広域景観をどこで分けるかという議論があったと思うんですけども、例えばツアーの方がインターで降りるときに最初に見る風景と、それからだいたいこういうポイントを巡ってここから帰るよね、といった大きな人の流れで、重要なポイントを重点的にやっていくことが重要かなと思っています。以前、眺望点の指定の際にも発言したのですが、イギリスではヒースローやロンドンのパディントン駅など、多くの人降りる場所からの街の風景、山並をまずもって大事にしていこうという場所と、何人かが好きなときに行ってみる、自分たちの風景としてここを守りたいよねという場所を同じレベルで議論するよりは、長野県としてみんなが本当に大事にしたい、観光客にも見てほしいというところは、県や広域で保全していくというような、そういうメリハリがあってもいいのかなと思いました。是非そういう観点からも見直していただければと思います。以上です。

**(武山会長)**

ありがとうございます。それでは太田委員お願いします。

**(太田委員)**

先ほどソーラーパネルの件を申し上げました。加えて眺望の観点で申し上げますと、私もはまだ1ヶ所しか眺望点の指定をしておりませんので、もう少し増やしたいと思っています。先ほどの富士山の例で言いますと、安曇野市はアルプスに登れば富士山が当然見えるのですが、全くの平地でも、1ヶ所だけ富士山が綺麗に見えるところがございます。そこがふさがれてしまうと本当にもったいないので、まさに眺望点にしようかなと今思っています。

**(武山会長)**

ありがとうございます。それでは大森委員お願いします。

**(大森委員)**

ありがとうございました。今日久しぶりにあずさに乗りましたら、やはりソーラーパネルが増えているなという印象を受けました。ほぼ丸見えのところや、こんな狭いところに、といったものが増えてきたなとも感じます。観光的な観点から、列車で来る人のことを考えますと、もう少しきちんと整備しなければいけないことがあるのかなと思いました。ありがとうございました。

**(武山会長)**

ありがとうございます。小坂委員お願いします。

**(小坂委員)**

今回審議会があるということで、景観育成計画をあらためて読んでみましたが、確かに15年の月日を感じました。今のインバウンドの状況ですとか、SNSの普及ですとか、交通網が整備されて動く範囲が広がっているだとかですね。太陽光や、もちろん新型コロナもそ

うです。これらは計画で対応できるようなことばかりではないですが、当時想定されていないようなことが随分起こったなという変化を感じました。

また、コモンズとか、言いたいことは分かりますが、聞き慣れない表現もありますね。当時はいろいろな言葉が結構流行ったりしてしまっていて、今のものにアップデートする必要性をすごく感じました。

先ほど武山会長からもお話がありましたけれども、景観と観光といいますか、この部分も重要ですね。やはりSNSがこれだけ発達し、みんなが写真を撮り、見せ合うようになったという文化の変化がすごく大きくて、これと景観というのはかなり親和性のあるものと思っています。

また市長もお見えですけれども、安曇野市はアウトドア拠点の整備を計画されていると拝見しました。長野県に来る方はアウトベンチャーツーリズムだとか、スポーツツーリズム、ワーケーションとか、こういったものに注目されるのですが、そういった中でも景観という要素は誘客の中でも大事なウエートを占めてくるのかなと思います。専門部会等々では、観光などの観点からも、しっかりとビジョンを作っていく必要があるのかなと感じました。

#### **(武山会長)**

ありがとうございます。続きまして中里委員お願いします。

#### **(中里委員)**

中里です。県民全体の意識が、景観を守るような気持ちが高まってくれたらいいなと思っています。

先ほどの諏訪湖の対岸に富士山が見えるところの景観を守りたいという話をお聞きし、戸隠スキー場のゲレンデにも、本当に小さく富士山が見える場所があることを、ふと思い出しました。富士山は誰からも憧れの対象ですので、キーポイントになる気がします。例えば富士山が見えるポイントを守ろうとか具体的な取り組みもいいのではないかと思います。また先ほど、写真の文化が発達してきたというお話がありましたが、そういった状況を景観意識の向上につなげていけると良いと思いました。

#### **(武山会長)**

ありがとうございます。丸山委員お願いします。

#### **(丸山委員)**

本日はありがとうございました。先ほどの眺望点の中に須坂市役所の室内からの眺望というのが紹介されておりましたので私も行って見ました。市内が一望できるというのはいいことですね。これが眺望点かと感心しています。こういった眺望は結構大切だと思っておりまして、私は今、駒ヶ根市のまちづくりをやっているのですが、市のキャッチフレーズとしては「中央アルプスと南アルプスが映えるまち」というキャッチフレーズなのですが、実はJRの駒ヶ根駅を降りても、駅前のビルに遮られてしまっていて見えないんですね。先日そのビルに上る機会がありましたが、そこですと南アルプスや中央アルプスが見える

んですよね。360度景色のいい場所でした。そちらをぜひ眺望点に推したいなと思います。

**(武山会長)**

ありがとうございます。

写真や眺望点の話が多く出ましたね。私が住んでいる高岡には古城公園という公園がありますが、桜の名所として知られております。普通は散策しながら見るんですけれども、公園内に博物館があり、期間限定でそちらの屋上から見ることもできます。そうしますと順光の花びらを、つまり明るい桜を上から見ることができ、これは少し意外な景観になります。一方で、お堀を走る舟もありまして、これは下からの眺めになっております。このように、普段見慣れている桜の景観も、視点が変わることによって変化していくということは非常に面白いことだと思います。

また、この間松本に行ったのですが、松本の街中からふと山並みが見える瞬間とか、なかなかいいんですよね。例えば建物越しに山が見えるとか、橋と山並みとか、やはり人の営みと景観の関係性に地域の特色が反映されてくるのかなと思います。そういった地域らしさという観点も捨てがたいと思っております。

このような景観を、県民参加型で紹介し合い、愛で合うというようなことが、景観を周知していく上でベースになるのではないかなと思いますので、そういったソフトも含めて景観の方針、方向性を見直していただけたら嬉しく思います。

それでは、用意していた内容は終了でありますけれども、何か追加で御発言がありましたら。よろしいですか。

では以上をもちましてこちらの進行は終了ですので、事務局にお返しいたします。

**(美谷島企画幹)**

ありがとうございます。委員の皆さまには長時間にわたり熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。あらためまして武山会長をはじめ委員の皆さまに御礼を申し上げるとともに、皆さまからいただいた貴重な御意見を本県の景観育成の推進にかかしてまいりたいと存じます。本日はありがとうございました。

**(終了)**

議事録署名人

---

---